

時給941~991円なら！ 効率化等と賃上げで助成

業務改善助成金

※ 事前に事業場管轄労働局への「交付申請」と労働局による「交付決定」が必要です。

活用の流れ



設備投資(業務用物品の購入等)し業務効率化！
(例：福祉車両・POSレジシステムの購入)



事業場内最低賃金を引上げ



引上げ人数・金額に応じて助成金支給！

助成金額例

従業員1名、45円賃金アップ…**最大45万円**

従業員2名、30円賃金アップ…**最大50万円**

詳細は、下記にご相談ください！

詳しくはこちら



直接リンクは→[こちら](#)



福岡労働局雇用環境・均等部企画課

福岡合同庁舎新館4階

☎092-411-4717 (コールセンター開設予定)

掲載日：20231006